

青森県報

第二千五百三十四号

平成十七年
九月二十八日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県漁港管理規則の一部を改正する規則……………(漁港漁場整備課) ……一

告 示

広域連合の規約の変更……………(市振興課) ……一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……二

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二

児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二

保安林の指定……………(林政課) ……三

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催……………(港湾空港課) ……四

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四

出先機関……………(西北土地改良区) ……四

土地改良区の役員住所変更……………(農林水産事務) ……四

土地改良区の役員就任及び退任……………(同) ……五

規 則

青森県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十二号

青森県漁港管理規則の一部を改正する規則

青森県漁港管理規則(昭和三十九年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第九号様式」の下に、「(国際航海に従事する船舟にあつては、省令別記第五号様式)」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成十七年七月十五日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公告する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
	所在地又は住所				
有限会社協栄会	青森市造道三丁目二一の二一	認知症対応型共同生活介護	桃源	青森市造道三丁目二一の二一	"
有限会社ブライムライ	上北郡東北町字大平一の一四	通所介護	ちびきデイサービスセンター	上北郡東北町字大平一の一四	平成一七・九・一五

青森県告示第七百五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	変更年月日
変更前	社会福祉法人あじさい	ケ東津軽郡外浜町字三	居宅介護	三厩村高齢者生活福祉センター	ケ東津軽郡三厩村字新町七	平成一七・四・一

変更後	会	既新町七	等事業	外ケ浜町三厩村字生	ケ東津軽郡外浜町字三
-----	---	------	-----	-----------	------------

青森県告示第七百五十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
三戸郡福祉事務組合	社会福祉法人あじさい会	ケ東津軽郡外浜町字三	ケ東津軽郡外浜町字三	指定居宅支援事業者
三戸郡五戸市大字倉石小渡	ケ東津軽郡外浜町字三	ケ東津軽郡外浜町字三	ケ東津軽郡外浜町字三	主たる事務所の所在地
短期入所施設	居宅介護等事業	ケ東津軽郡外浜町字三	ケ東津軽郡外浜町字三	知的障害者居宅支援の種類
知的障害者更生施設	三厩村高齢者生活福祉センター	ケ東津軽郡外浜町字三	ケ東津軽郡外浜町字三	名称
三戸郡五戸市大字倉石	ケ東津軽郡外浜町字三	ケ東津軽郡外浜町字三	ケ東津軽郡外浜町字三	所在地
一六・七・一	平成一七・四・一	一六・七・一	平成一七・四・一	変更年月日

青森県告示第七百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、次

のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
三戸郡福祉事務組合	三戸郡福祉事務組合	社会福祉法人あじさい会	社会福祉法人あじさい会	指定居宅支援事業者
三戸郡五戸町大字倉石八八の二	三戸郡五戸町大字倉石八八の二	東津軽郡外ヶ浜町七	東津軽郡外ヶ浜町七	主たる事務所の所在地
短期入所事業	短期入所事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業	児童居宅支援の種類
知的障害者更生施設 幸園	知的障害者更生施設 幸園	外ヶ浜町三ヶ瀬 活福セーパーク 夕陽園	外ヶ浜町三ヶ瀬 活福セーパーク 夕陽園	児童居宅生活支援事業を行う事業所
三戸郡五戸町大字倉石八八の二	三戸郡五戸町大字倉石八八の二	東津軽郡外ヶ浜町七	東津軽郡外ヶ浜町七	所在地
一六・七一	一六・七一	平成一七・四一	平成一七・四一	変更年月日

青森県告示第七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二二の一四

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十月二十七日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	種道路類	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	弘前田舎館 黒石線	黒石市追子野木二丁目六六から 黒石市追子野木二丁目一まで			前	一七・五〇メートルまで	一一九・四〇メートル	
					後	一七・八〇メートルから 一七・五〇メートルまで	一一九・四〇メートル	

公 告

港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により青森港の港湾隣接地域の指定に係る公聴会を次のとおり開催するので、同項の規定により公告する。

平成十七年九月二十八日

青森港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 公聴会の期日及び場所

期 日	場 所
平成十七年九月二十九日 午後二時	青森市本町四丁目五の五 青森県土整備事務所青森港管理所

二 指定しよとする地域

基点1から方位角〇度に引いた線、基点1と基点2を結んだ線、基点2から方位角 度 に引いた線及び水際線（基本1から方位角 度 に引いた線と水際線との交点から、基点2から方位角 度 に引いた線と水際線との交点に至るもの）に囲まれた陸域のうち、水際線から二〇メートル幅員の地域以外の地域

三 指定地域の地番

青森市合浦二丁目九三三の三、九三三の一九及び九三三の二〇

四 基点の表示

基点1 青森市合浦二丁目（北緯四〇度四九分四八秒、東経一四〇度四六分三九秒）の地点

基点2 基点1から方位角九三度四分三四秒、八五メートルの地点

開発行為に関する工事が完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市西十一番町四八二の一、四八二の二から四八二の三〇まで及び四八二の三一	三沢市幸町二丁目二の一四 株式会社サンロク

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項

の規定により公告する。

平成十七年九月二十八日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	橋本 暁	旧住所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字日照田町字野脇 二三 新住所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字日照田町字野脇 二三の二	平成一七・八・三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員の新任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年九月二十八日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	清野鈴次郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前町字小津軽沢 一三三	平成一七・八・三就任
"	松山 重一	大字姥袋町字大磯二七 の五	"
"	世永 一郎	大字赤石町字宇名原二 四一の七	"
"	石岡 繁春	" 九	"
"	清野 俊一	大字種里町字堤ノ沢一 七の五	"
"	石田 慶一	" 字有原一〇 九	"
"	佐藤 由勝	大字南金沢町字床夏一 四〇の二	"

理事	神 尊	大字小森町字野田一〇 四の一	"
"	兼平 昭光	大字南金沢町字上高根 山一〇八の二	"
"	橋本 暁	大字日照田町字野脇二 三の一	"
"	清野鈴次郎	大字館前町字小津軽沢 一三三	一七・八・三退任
"	松山 重一	大字姥袋町字大磯二七 の五	"
"	世永 一郎	大字赤石町字宇名原二 四一の七	"
"	石岡 繁春	" 九	"
"	清野 俊一	大字種里町字堤ノ沢一 七の五	"
"	石田 慶一	" 字有原一〇 九	"
"	佐藤 由勝	大字南金沢町字床夏一 四〇の二	"
"	神 尊	大字小森町字野田一〇 四の一	"
"	兼平 昭光	大字南金沢町字上高根 山一〇八の二	"
"	橋本 暁	大字日照田町字野脇二 三の一	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭